

子育て世帯生活支援特別給付金のご案内



問 やすらぎ福祉課（金屋庁舎） ☎ 22-4501

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）

新型コロナウイルス感染症が長期化している中、ひとり親世帯などの子育て負担の増加や収入減少に対する支援を行うため、対象となる方に対して給付金が支給されます。

● **給付額**／児童1人あたり一律5万円

● **支給対象者**
① 令和3年（2021年）4月分の児童扶養手当の支給を受けている方 ↓ 申請不要

※令和3年（2021年）5月に児童扶養手当振込口座へ振込済み
② 公的年金給付（遺族年金・障害年金・老齢年金・労災年金・遺族保障など）を受けていることにより、令和3年（2021年）4月分の児童扶養手当を受けていない方 ↓ 申請要
※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限る
※支給要件に該当するか審査を行います。

③ 令和3年（2021年）4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、今後1年間の収入見込みが児童扶養手

当受給者の水準と同程度となった方 ↓ 申請要

※支給要件に該当するか審査を行います。

子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）

新型コロナウイルス感染症が長期化している中、低所得の子育て世帯に対して生活の支援を行うため、対象となる方に対して給付金が支給されます。

※ひとり親世帯分の給付金の支給を受けられた方は、対象外となります。

● **給付額**／児童1人あたり一律5万円
● **対象児童**／令和3年（2021年）3月31日（水）時点で18歳未満の児童（特別児童扶養手当受給児は20歳未満）

※令和4年（2022年）2月28日（月）までに生まれた新生児も対象となります。

● **支給対象者**
① 令和3年（2021年）4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている方で、令和

3年度（2021年度）の住民税均等割が非課税である方 ↓ 申請不要

② ①の手当は受給していないが、対象児童を養育しており、令和3年度（2021年度）分の住民税均等割が非課税の方、または新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、非課税世帯と同様の事情にあると認められる方 ↓ 申請要

※支給要件に該当するか審査を行います。

申請について

給付金（ひとり親世帯分・その他世帯分）の支給について「申請要」該当する方は、申請が必要です。

● **申請受付場所**／やすらぎ福祉課（金屋庁舎）

● **申請受付期間**／令和4年（2022年）2月28日（月）まで
※役場開庁日時に伴う